

**「第 1 次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防  
止・被害者支援計画」に係る令和 6 年度 of 取組について**

**(県・国事業編)**

別添2 困難女性計画 事業編 施策の体系

基本目標	施策の方向性	取組内容
DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援	1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発	(1) 県民への理解の普及と予防啓発 (2) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実
	2 発見・通報体制の充実	(1) 困難女性等に対する関係機関・民間団体の周知 (2) 発見・通報機関における対応の強化 (3) 医療機関・福祉関係者における発見・通報体制の強化 (4) 県広報の活用等による通報窓口等の周知 (5) 高齢者・障がい者及び児童に関する情報への対応
	3 相談支援体制の充実	(1) 民間団体や地方公共団体による居場所づくり (2) いつでもどこでも相談できる体制の確立 (3) 緊急時における安全の確保 (4) 本人の意思を尊重した支援方法の検討等 (5) 相談者の多様なニーズへの対応の充実 (6) 障がい者や外国人相談者に対する支援体制の整備 (7) 相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (8) 苦情処理体制の構築 (9) 警察等における対応の充実 (10) 市町村における相談支援体制の強化
	4 一時保護体制の充実	(1) 困難女性等の状況に応じた適切な一時保護の実施 (2) 広域連携の促進 (3) 一時保護期間中の通学・通勤に関する配慮 (4) 一時保護終了時における関係機関との連携
	5 迅速かつ適切な被害者保護	(1) 保護命令制度の利用 (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応
	6 同伴児童への支援	(1) 一時保護所に同伴する児童の心のケアと支援の推進 (2) 児童の安全な就学の確保
	7 心のケアの充実	(1) 被害者の心のケアの充実 (2) 児童の心のケアの充実 (3) 一時保護退所後の支援体制の整備
	8 自立支援	(1) ソーシャルワーク（社会福祉援助）の実践 (2) 就労促進のための支援 (3) 居住支援 (4) 各種援護制度等の利用に関する支援 (5) 司法制度等の利用に関する支援
	9 アフターケアの推進	(1) 地域移行後の切れ目ない支援の実施

基本目標	施策の方向性	取組内容
DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実	1 支援機関の体制強化	(1) 女性相談支援センター、女性等相談支援員、女性自立支援施設の体制整備 (2) 支援調整会議 (3) 相談担当職員の資質の向上 (4) 関係者への研修の充実 (5) 調査研究の推進
	2 民間団体との連携	(1) 民間団体との協働による取組の検討と活動支援
	3 関係機関との連携	(1) 県域における連携 (2) 地域における連携 (3) 実務関係者間の連携

困難女性計画 関連事業一覧 (R5DV計画の事業を掲載)

事業名等	所管課
<b>基本目標Ⅰ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援</b>	
<b>施策の方向性1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発</b>	
(1)県民への理解の普及と予防啓発	
DV防止広報事業	こどもみらい課
人権啓発ビデオの整備・貸出及び講演・講座等の実施	青森地方法務局人権擁護課
デートDVパンフレットの作成・配布	青森県男女共同参画センター
あおり女性支援総合案内サイト運営事業	こどもみらい課
ハートフル・コミュニケーション推進事業	こどもみらい課
青少年に対するデートDV予防啓発	青森地方法務局人権擁護課
県民に対するDV講話の実施	警察本部人身安全対策課
(2)女性に対する暴力の根絶のに向けた取組の充実	
「女性に対する暴力をなくす運動」への積極的な取組	警察本部人身安全対策課
「女性に対する暴力防止キャンペーン」	青森県男女共同参画センター
有害図書等点検・立入調査事業	県民活躍推進課
県民に対するDV講話の実施(再掲)	警察本部人身安全対策課
<b>施策の方向性2 発見・通報体制の充実</b>	
(1)困難女性等に対する関係機関・民間団体の周知	
DV防止広報事業(再掲)	こどもみらい課
あおり女性支援総合案内サイト運営事業(再掲)	こどもみらい課
(2)発見・通報機関における対応の強化	
DVホットライン事業	こどもみらい課
DV防止広報事業(再掲)	こどもみらい課
青森県女性相談支援センター作成のリーフレット・カードの配布	青森県女性相談支援センター
各種研修会等への講師派遣	こどもみらい課
あおり女性支援総合案内サイト運営事業(再掲)	こどもみらい課
(3)医療機関・福祉関係者における発見・通報体制の強化	
DV防止広報事業(再掲)	こどもみらい課
(4)県広報の活用等による通報窓口等の周知	
県広報を活用した通報・相談窓口の周知	こどもみらい課
(5)高齢者・障がい者及び児童に関する情報への対応	
障がい者虐待に対する通報・相談等への対応	障がい福祉課
<b>施策の方向性3 相談支援体制の充実</b>	
(1)民間団体や地方公共団体による居場所づくり	
(2)いつでもどこでも相談できる体制の確立	
DVホットライン事業(再掲)	こどもみらい課
女性の人権ホットライン(電話相談)	青森地方法務局人権擁護課
「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」業務委託事業	警察本部警務課犯罪被害者支援室/県民活躍推進課
(3)緊急時における安全の確保	
(4)本人の意思を尊重した支援方法の検討等	
(5)相談者の多様なニーズへの対応の充実	
青森県男女共同参画センターにおける相談事業	青森県男女共同参画センター
「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」業務委託事業(再掲)	警察本部警務課犯罪被害者支援室/県民活躍推進課
あおり女性支援総合案内サイト運営事業(再掲)	こどもみらい課
(6)障がい者や外国人相談者に対する支援体制の整備	
障がい者の被害者等への対応	青森県女性相談支援センター
外国人被害者に対する外国語通訳の確保	青森県女性相談支援センター
(7)相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備	
警察との連携(不審者対策実技訓練)による職員の安全確保	青森県女性相談支援センター
(8)苦情処理体制の構築	
苦情解決第三者委員会の設置	青森県女性相談支援センター
(9)警察等における対応の充実	
被害者の安全対策	警察本部人身安全対策課

困難女性計画 関連事業一覧（R5DV計画の事業を掲載）

事業名等	所管課
(10)市町村における相談支援体制の強化	
市町村DVセンター設置と基本計画の策定要請	こどもみらい課
女性相談支援員設置の要請	こどもみらい課
<b>施策の方向性4 一時保護体制の充実</b>	
(1)困難女性等の状況に応じた適切な一時保護の実施	
一時保護委託施設の拡充	こどもみらい課
(2)広域連携の促進	
他県との広域連携	青森県女性相談支援センター
(3)一時保護期間中の通学・通勤に関する配慮	
(4)一時保護終了時における関係機関との連携	
一時保護終了時の関係機関との連携支援	青森県女性相談支援センター
<b>施策の方向性5 迅速かつ適切な被害者保護</b>	
(1)保護命令制度の利用	
(2)保護命令の通知を受けた場合の対応	
被害者の救済措置（人権侵犯事件の調査救済）	青森地方法務局人権擁護課
<b>施策の方向性6 同伴児童への支援</b>	
(1)一時保護所に同伴する児童の心のケアと支援の推進	
同伴児童への学習指導	青森県女性相談支援センター
(2)児童の安全な就学の確保	
住民基本台帳法の周知・徹底	市町村課
<b>施策の方向性7 心のケアの充実</b>	
(1)被害者の心のケアの充実	
一時保護DVケースマネジメント強化事業	こどもみらい課
(2)児童の心のケアの充実	
スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
(3)一時保護退所後の支援体制の整備	
一時保護所退所後の支援体制の検討	こどもみらい課
<b>施策の方向性8 自立支援</b>	
(1)ソーシャルワーク（社会福祉援助）の実践	
(2)就労促進のための支援	
青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業	こどもみらい課
公共職業訓練のあっせん、就職促進のための各種助成金の支給	青森労働局職業安定課
(3)居住支援	
DV被害者等身元保証人対策事業	こどもみらい課
県営住宅入居者選考における優遇措置	建築住宅課
(4)各種援護制度等の利用に関する支援	
住民基本台帳法の周知・徹底（再掲）	市町村課
(5)司法制度等の利用に関する支援	
青森県男女共同参画センターにおける相談事業（再掲）	青森県男女共同参画センター
<b>施策の方向性9 アフターケアの推進</b>	
(1)地域移行後の切れ目ない支援の実施	
地域移行後の支援	青森県女性相談支援センター

困難女性計画 関連事業一覧（R5DV計画の事業を掲載）

事業名等	所管課
<b>基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実</b>	
<b>施策の方向性1 支援機関の体制強化</b>	
(1)青森県女性相談支援センター、女性相談支援員等、女性自立支援施設の体制整備	
女性等相談支援員の配置	こどもみらい課
(2)支援調整会議	
青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議	こどもみらい課
(3)相談担当職員の資質の向上	
警察職員の資質の向上と適切なDV対応	警察本部人身安全対策課
(4)関係者への研修の充実	
子ども・家庭福祉担当職員セミナー	健康医療福祉政策課
人権擁護委員研修	青森地方法務局人権擁護課
DVセンター実務者連絡会議	青森県女性相談支援センター
(5)調査研究の推進	
配偶者暴力加害者プログラム	内閣府
青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議（再掲）	こどもみらい課
<b>施策の方向性2 民間団体との連携</b>	
(1)民間団体との協働による取組の検討と活動支援	
DVセンター実務者等連絡会議（再掲）	青森県女性相談支援センター
<b>施策の方向性3 関係機関との連携</b>	
(1)県域における連携	
青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議（再掲）	こどもみらい課
地域DV関係機関支援連絡会議	こどもみらい課
人権啓発活動ネットワーク	青森地方法務局人権擁護課
DVセンター実務者連絡会議（再掲）	青森県女性相談支援センター
(2)地域における連携	
地域DV関係機関支援連絡会議（再掲）	こどもみらい課
(3)実務関係者間の連携	
DVセンター実務者連絡会議（再掲）	青森県女性相談支援センター

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	1	(1)	DV防止広報事業	こどもみらい課	DV防止リーフレット、DV防止啓発カード等を作成し、配布する。また、「医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引き」を改正し、医療機関等に配付する。	カード配布枚数 20,000枚 リーフレット配布枚 数：3,000枚	762
1	1	(1)	困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業	こどもみらい課	厚生労働省と協働の上、困難な問題を抱える女性を対象に、カード啓発物を作成・設置し、広報啓発物の設置場所の効果検証を行う		—
1	1	(1)	人権啓発ビデオの整備・貸出及び講演・講座等の実施	青森地方法務局 人権擁護課	DVや家庭問題等、あらゆる人権問題に関するビデオ等（一部DVD、約190本）を備え付け、関係団体に貸出しを行う。 また、随時の依頼に応じ、それぞれの人権課題についての講演・講座等に講師を派遣する。	ビデオ等の貸出しは、請求に応じ行う。 講演・講座等の派遣依頼は、可能な限り派遣を行う。	—
1	1	(1)	デートDVパンフレットの作成・配布	青森県男女共同 参画センター	デートDVリーフレットを作成し、公共機関や講座の開催時等に配付する。	パンフレットの配布により、より多くの県民がデートDVについての理解を深める。	指定管理事業
1	1	(1)	あおり女性支援総合案内サイト運営事業	こどもみらい課	DVや経済的問題等様々な悩みを抱えた女性が適切な相談・支援窓口にたどりつける仕組みを構築し広く周知を行う。		2,045

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	1	(1)	ハートフル・コミュニケーション推進事業	こどもみらい課	中高生を対象に、デートDVについて理解を深め、児童生徒が将来DVの加害者にも被害者にもならない自分になることを目的としたワークショップを開催する。		644
1	1	(1)	青少年に対するデートDV予防啓発	青森地方法務局 人権擁護課	DVを許さない社会づくり等に向け、人権擁護委員が中心となり、学校等において「デートDV」のDVDを上映するほか、デートDVについてのアンケートを実施し、その感想等をもとに「相手を尊重する関係を作るにはどうしたらよいか」をテーマとして話し合うことにより、人権尊重の意識を高める。	高校、大学などにおいて啓発を行う。	—
1	1	(1)	県民に対するDV講話の実施	警察本部人身安全対策課	関係機関と連携し、県民対象のDV関係の講話を実施する予定。また、中高生を対象とした防犯イベント等においてデートDV、ストーカーの防止等について広報し理解を深める予定。		—
1	1	(2)	「女性に対する暴力防止キャンペーン」	こどもみらい課 女性相談支援センター	DVの相談窓口啓発ティッシュを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間において配付する		33
1	1	(2)	「女性に対する暴力をなくす運動」への積極的な取組	警察本部人身安全対策課	担当職員を対象に教養を充実させ、対応能力の高度化を図るとともに、相談体制を整備・維持する。被害者の一時避難費用を公費負担するほか、緊急通報装置、防犯カメラ等を貸し出し、安全確保を図る。		—



区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
Ⅰ	1	(2)	「女性に対する暴力防止キャンペーン」	青森県男女共同参画センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーン（アスパム、アピオあおもり）及びパープルリボンキャンペーン（アピオあおもりもしくはアウガ前）を実施する。	啓発事業やパープルライトアップキャンペーンの実施により、DV等への関心と理解につなげる。	指定管理事業
Ⅰ	1	(2)	有害図書等点検・立入調査事業	県民活躍推進課	青森県青少年健全育成条例に基づき、書店、危険器具販売店、個室カラオケ営業店、図書类等収納自動販売機等を対象に点検・立入調査を実施し、有害図書等（著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴性又は残虐性を助長するもの）について指定するとともに、業者に対する指導等の必要な措置を講じる。	有害図書類取扱店舗において、区分陳列等の青少年に対する配慮を行っていない店舗の比率が4.7%（前年度を上回らない水準とする）	746
Ⅰ	1	(2)	県民に対するDV講話の実施（再掲）	警察本部人身安全対策課	（再掲）Ⅰ-1-(1)		—

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性 2 発見・通報体制の充実

区分			事業名	所管課	令和 6 年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	2	(1)	DV防止広報事業（再掲）	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		-
1	2	(1)	あおり女性支援総合案内サイト運営事業（再掲）	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		-
1	2	(2)	DVホットライン事業	こどもみらい課	配偶者からの暴力の防止に関する通報、相談に対応するためのフリーダイヤルのホットラインを女性相談所に設置し、DV相談業務を実施する。		6,064
1	2	(2)	DV防止広報事業（再掲）	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		-
1	2	(2)	青森県女性相談支援センター作成のリーフレット・カードの配布	青森県女性相談支援センター	リーフレットを関係機関に配布して周知する。	200部配布	30

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	2	(2)	各種研修会等への講師派遣	こどもみらい課	関係機関等からの依頼により民間団体主催の研修会等へ講師を派遣し、DV発見・通報等について周知を図る。		—
1	2	(2)	あおり女性支援総合案内サイト運営事業（再掲）	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		—
1	2	(3)	DV防止広報事業（再掲）	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		—
1	2	(4)	県広報を活用した通報・相談窓口の周知	こどもみらい課	県広報（コンビニからの情報発信等）により、DV相談窓口について周知する。		—
1	2	(5)	障がい者虐待に対する通報・相談等への対応	障がい福祉課	県障害者権利擁護センターの設置により、障害者虐待の相談・通報への対応を行う。	障害者虐待の早期発見	3,552

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性3 相談支援体制の充実

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	3	(2)	DVホットライン事業（再掲）	こどもみらい課	（再掲）1-1-(1)		—
1	3	(2)	女性の人権ホットライン（電話相談）	青森地方法務局 人権擁護課	専用電話による電話相談を受け付け、DVなどの女性の人権に関する相談に応じる。 全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」（11月13日（水）から19日（火）まで）を実施する。	女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じ、人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済活動を行う。	—
1	3	(2)	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」業務委託事業	警察本部警務課 犯罪被害者支援室／県民活躍推進課	性暴力被害者を支援するため、被害者本人及びその家族等からの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として「あおもり性暴力被害者支援センター」を設置し、関係機関が連携・協力した支援を行うことにより、被害者の心とからだの負担を軽くし、健康の早期回復を図る。	被害者の心とからだの負担を軽くし、健康の早期回復を図る。	11,078
1	3	(5)	青森県男女共同参画センターにおける相談事業	青森県男女共同参画センター	毎週水曜日と年末年始を除く毎日、9時から16時まで相談員による電話相談及び予約による面接相談を実施する。また、専門相談として、女性弁護士による法律相談、臨床心理士等による心の相談を毎月定期的にも実施する。また、市町村、関係団体の相談担当者、支援者を対象に、「DV被害者の支援に求められるもの」をテーマに研修を開催予定。	相談室の周知により、悩みを抱える女性たちが気軽に相談できる相談室を目指す。	指定管理事業

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	3	(5)	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」業務委託事業 (再掲)	警察本部警務課 犯罪被害者支援室／県民活躍推進課	(再掲) 1-3-(2)		—
1	3	(5)	あおり女性支援総合案内サイト運営 事業(再掲)	こどもみらい課	(再掲) 1-1-(1)		—
1	3	(6)	障がい者の被害者等への対応	青森県女性相談 支援センター	・手話を要する被害者については、関係機関等を通じて手話通訳者の確保に努める。 ・「一時保護のしおり」点字版を活用する。	障害者の被害者等の相談に適切に対応する。	—
1	3	(6)	外国人被害者に対する外国語通訳の確保	青森県女性相談 支援センター	県国際交流協会、入国管理局等を通じて通訳の確保に努める。	事例に対応し、外国語通訳の確保に努める。	10
1	3	(7)	警察との連携(不審者対策実技訓練)による職員の安全確保	青森県女性相談 支援センター	不審者対策として県警察本部の講師による加害者対応訓練を行い、職員の安全確保に努める。	日程未定だが秋頃実施予定。	—

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
Ⅰ	3	(8)	苦情解決第三者委員会の設置	青森県女性相談支援センター	女性相談支援センター内に苦情解決第三者委員会を設置し、適切な対応を行う。	苦情を受付した際は適切に対応し、委員会に報告する。	6
Ⅰ	3	(9)	被害者の安全対策	警察本部人身安全対策課	被害者等の安全確保のため、一時避難に伴う宿泊費公的負担制度の拡充を図るとともに緊急通報装置貸与事業を継続する。		300
Ⅰ	3	(10)	市町村における困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定要請	こどもみらい課	市町村健康福祉主管課長会議の場等で要請するなど、様々な機会を捉えて働きかけるほか、市町村に策定状況の照会をするなど、策定状況の把握を行う。	計画策定市町村の増加 (R6.4.1:なし)	—
Ⅰ	3	(10)	市町村DVセンター設置と基本計画の策定要請	こどもみらい課	市町村健康福祉主管課長会議の場で要請するほか、各地域のDV支援機関連絡会議等市町村が集まる会議等の場においてDV計画の策定を併せて要請するなど、様々な機会を捉えて働きかけるほか、市町村に策定状況の照会をするなど、策定状況の把握を行う。	基本計画策定市町村の増加 (R6.4.1:39市町村) DVセンターを設置する市町村の増加 (R6.4.1:2か所)	—
Ⅰ	3	(10)	女性相談支援員設置の要請	こどもみらい課	女性相談支援員未設置の市町村に対して、様々な機会を捉えて設置の働きかけを行う。	女性相談支援員設置市町村の増加	—

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性4 一時保護体制の充実

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	4	(1)	一時保護委託施設の拡充	こどもみらい課	県内の複数施設と一時保護委託契約を締結し、一時保護体制の充実を図る。	一時保護業務委託施設の増加（R6.4.1：3か所）	237
1	4	(2)	他県との広域連携	青森県女性相談支援センター	他県へ避難する事例については、支援にあたり連絡・情報提供等を行い、関係機関との連携を図る。	他県との連携、移送、他県一時保護所の活用などにより被害者の安全を確保する。	135
1	4	(4)	一時保護終了時の関係機関との連携支援	青森県女性相談支援センター	一時保護終了時において、必要に応じて市町村や医療機関等につなぎ継続した支援を実施する。		—

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性5 迅速かつ適切な被害者保護

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	5	(2)	被害者の救済措置（人権侵犯事件の調査救済）	青森地方法務局 人権擁護課	DVの被害者から「人権を侵害された」という申告を受けるほか、関係者や新聞等の情報によって人権侵害の事実を知ることにより調査救済手続を開始する。 任意の調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合は、「説示」等の救済措置を講じる。	調査救済手続開始後、適切な救済措置を講じ、事案に応じ、事件の関係者に人権啓発を行う。また、必要に応じ、関係行政機関と連携し、被害者のためのアフターケアを行う。	—



基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性6 同伴児童への支援

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
I	6	(1)	同伴児童への学習指導	青森県女性相談支援センター	同伴児童への学習指導は、心理職員が児童の学力にあった学習内容でドリル等を活用し実施する。	一時保護所で子どもの能力に応じて学習指導を実施する。	20
I	6	(2)	住民基本台帳法の周知・徹底	市町村課	DV等の加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付の制度を不当に利用して、DV等の被害者の住所を検索することを防止するなど、被害者の保護を図るために必要な措置の適正な執行について各市町村に周知する。		—

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性7 心のケアの充実

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策 の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	7	(1)	一時保護DVケースマネジメント強化事業	こどもみらい課	心理療法の技術を有する職員を一時保護所に週5日配置して、カウンセリング等により被害者及び同伴児の心理的回復を支援するとともに、自立へのケースマネジメントの強化を図る。	配置心理判定職員数 1人	2,605
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	年間120時間で1日当たり3時間の「A派遣」として中学校60校、年間60時間で1日当たり3時間の「B派遣」として中学校56校、小学校87校、年間36時間で1日当たり3時間の「C派遣」として中学校27校、小学校157校に派遣する。(市町村独自配置を含め、公立小・中学校全てにスクールカウンセラーを派遣。) 県立高校6校に1日当たり3時間、年間75時間、県立高校5校と県立特別支援学校1校に1日当たり3時間、年間36時間の定期派遣を行い、その他の県立学校に関しては要請に応じて派遣する。	児童生徒の問題行動、いじめ、不登校などの諸問題の未然防止又は解決。	112,067
1	7	(2)	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課	6教育事務所に各3～6名、県立高等学校6校に各1～3名配置し、要請に応じて学校等へ派遣する。勤務は、年間600時間とする。	児童生徒の問題行動、いじめ、不登校などの諸問題の未然防止又は解決。	42,292
1	7	(3)	一時保護所退所後の支援体制の検討	こどもみらい課	被害者本人及び同伴する子どもについて、一時保護所退所後も継続的にカウンセリング等の支援が受けられるよう、関係機関、民間団体と連携した支援体制の構築を検討する。		—

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性8 自立支援

区分			事業名	所管課	令和6年度 実施計画		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	8	(2)	青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業	こどもみらい課	母子家庭の母等（DV被害者を含む）に対し、職業適性、就業経験等に応じた就業相談や就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供などを行う。 （*（公財）青森県母子寡婦福祉連合会に委託して実施）		29,210
1	8	(2)	公共職業訓練のあっせん、就職促進のための各種助成金の支給	青森労働局職業安定課	ハローワークでは、求職者に対し求人情報を提供し、職業相談、職業紹介を行い、各種就労支援を行っている。 DV被害者であって、20歳未満の子供を扶養するなどの要件を満たす場合には、通常の求人情報の提供及び職業紹介のほか、母子家庭の母等に適用される以下の就労支援を実施する。 〈事業内容〉 1 公共職業訓練の受講あっせん 2 求職者支援訓練の支援指示及び職業訓練受講給付金の支給 3 就職促進のための各種助成金の支給 ①特定求職者雇用開発助成金（母子家庭の母等に係る分） ②トライアル雇用助成金（母子家庭の母等に係る分）	就職困難者を継続して雇用する事業主に対する助成金の支給により、雇用機会の増大を図る。	—
1	8	(3)	DV被害者等身元保証人対策事業	こどもみらい課	DV被害者等が、入所施設を退所し、就職又はアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できないものを対象とし、施設長等が身元保証人となった場合に、事故発生時の保証を行う事業を実施する。	事例が発生した場合、適切に対応する。	20

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	8	(3)	県営住宅入居者選考における優遇措置	建築住宅課	県営住宅の入居選考の一般公募において、入居申込者の数が募集戸数を超える場合は公開抽選により入居者を決定しているが、公開抽選を行う場合に、優遇世帯（高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、DV被害者世帯、母子・父子世帯、若者夫婦世帯、引揚者世帯、犯罪被害者世帯、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯）の当選倍率を優遇世帯以外の世帯の2倍になるように設定し実施する。	需要に応じて適切に実施する。	—
1	8	(4)	住民基本台帳法の周知・徹底（再掲）	市町村課	（再掲） 1-6-(2)		—
1	8	(5)	青森県男女共同参画センターにおける相談事業（再掲）	青森県男女共同参画センター	（再掲） 1-3-(5)		—

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性9 アフターケアの推進

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
1	9	(1)	地域移行後の支援	青森県女性相談支援センター	一時保護退所後等地域生活に移行した後も、必要に応じて地域の女性相談支援員及び支援機関と連携して支援を実施する。		

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性1 支援機関の体制強化

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の基本目標	施策の方向性	取組内容			実施計画		
			事業内容	目標値	当初予算額 (千円)		
Ⅱ	1	(1)	女性相談等支援員の配置	こどもみらい課	DV被害を含む困難な女性に対する相談支援を実施するため、地方福祉事務所及び女性相談支援センターに女性相談等支援員を配置する。		23,433
Ⅱ	1	(2)	青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議	こどもみらい課	DVの防止及び被害者の保護並びに困難な問題を抱える女性に対しする支援を適切かつ円滑に行うための情報交換や競技等を行う		935
Ⅱ	1	(3)	警察職員の資質の向上と適切なDV対応	警察本部人身安全対策課	部内教養・研修会の開催、交番等に対する人身安全関連事案のブラインド訓練を実施するとともに関係機関主催の研修へ参加することにより、警察職員の資質向上及び適切なDV対応に努める。		—
Ⅱ	1	(4)	子ども・家庭福祉担当職員セミナー	健康医療福祉政策課	行政機関の職員と社会福祉事業者等従事者を対象に、子どもや家庭をとりまく様々な課題と支援活動をテーマとした「子ども・家庭福祉担当職員セミナー」を実施予定。(保健大学が実施する社会福祉研修の一つ) 開催回数 1回 対象 児童福祉を担当する行政職員、児童施設・保育所職員等 受講定員数 40人	発達障害を持つ児童及びその親等に対する支援を行うための職員の資質向上を図る。	3,182

区分				所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容	事業名		実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
Ⅱ	1	(4)	人権擁護委員研修	青森地方法務局人権擁護課	法務大臣が委嘱した人権擁護委員に対し、人権相談、人権啓発活動及び人権侵犯事件の調査救済手続に関する知識等を修得することを目的とし、委嘱時研修、第一次研修、第二次研修、第三次研修、男女共同参画問題研修、指導者養成研修、相談対応研修等を実施する。	委嘱時研修：委嘱時1回 第一次研修：年2回（初委嘱後6か月以内） 第二次研修：年1回（初委嘱後2年以内） 第三次研修：年1回（初めて再委嘱後1年以内） 男女共同参画問題研修及び指導者要請研修、相談対応研修：年1回	—
Ⅱ	1	(4)	DVセンター実務者連絡会議	青森県女性相談支援センター	協議会開催 <内容> ・外部講師を招き、DV被害者支援の現状や支援のあり方について研修を行い、DV被害者支援の相互理解や共通認識を図る。 ・各機関における介入・支援の方法を情報交換をしながら連携を深める。	年2回開催。被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深め、適切な支援を実施できるようになる。	174
Ⅱ	1	(5)	配偶者暴力加害者プログラム	内閣府	国において令和2~4年度にモデル事業を実施しており全国展開に向けた取組について検討中。		—
Ⅱ	1	(5)	青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議（再掲）	こどもみらい課	（再掲）Ⅱ-1-(2)		—

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性2 民間団体との連携

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
Ⅱ	2	(1)	DVセンター実務者等連絡会議（再掲）	青森県女性相談 支援センター	（再掲）Ⅱ-1-(4)		—



基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性3 関係機関との連携

区分			事業名	所管課	令和6年度		
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容			実施計画		
					事業内容	目標値	当初予算額 (千円)
Ⅱ	3	(1)	青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議（再掲）	こどもみらい課	(再掲) Ⅱ-1-(2)		—
Ⅱ	3	(1)	地域DV関係機関支援連絡会議	こどもみらい課	地域におけるDN関係者が情報を共有し、連携強化を諮るため、県内DVセンターがそれぞれの管内の警察等関係機関からなる「地域DV関係支援連絡会議」を設置し、会議を開催する。		—
Ⅱ	3	(1)	人権啓発活動ネットワーク	青森地方法務局人権擁護課	青森県に所在する人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力し、青森県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として青森県人権啓発活動ネットワーク協議会を設置している。 年2回協議会を開催し、当該年度及び次年度のDVの人権啓発活動について協議するが、開催方法については、事務負担等を考慮し、リモート開催を併用する予定である。	全体会2回開催 各部会各地で1回	—
Ⅱ	3	(1)	DVセンター実務者連絡会議	青森県女性相談支援センター	(再掲) Ⅱ-1-(4)		—
Ⅱ	3	(2)	地域DV関係機関支援連絡会議（再掲）	こどもみらい課	(再掲) Ⅱ-3-(1)		—
Ⅱ	3	(3)	DVセンター実務者連絡会議	青森県女性相談支援センター	(再掲) Ⅱ-1-(4)		—